

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望
分野別 提案・要望

分野5 暮らしと地域を豊かにする分野

IT を活用した県民生活の利便性の向上

要望先：総務省

県担当課：情報システム課

本県では、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域超高速ブロードバンドサービスの未提供地域、及び携帯電話の不感地帯が存在しており、これらを要因とした情報通信分野における地域間格差の解消等が課題となっている。

1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消

総務省

「世界最高水準 IT インフラ環境の確保」の実現のための基盤整備に当たっては、地方公共団体に新たに財政負担を求めることなく、民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

また、市町村等が公設民営方式により整備した光ファイバ網については、整備主体の運営、更新費用に係る財政負担を軽減するため、民間事業者に無償譲渡し当該事業者の責任で運営、更新できる措置を講ずること。

◆現状・課題

- ・ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（2013年6月閣議決定）において、「世界最高水準 IT インフラ環境の確保」を実現するべく「離島などの不採算地域においても、地域の特性を踏まえつつ、高速ブロードバンド環境の整備・確保を図る」ことを目標としている。
- ・ 現在、光ファイバを中心とした超高速ブロードバンド基盤の世帯カバー率は、全国平均で97.5%程度であり、地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利（不採算）地域での整備を促進する必要がある。
- ・ また、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等にとっては、施設の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっているが、これらの費用負担に対する支援制度がないのが現状である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 未整備地域の残る市町村が公設民営方式により光ファイバ網を整備する場合、国の財政上の支援措置を活用しても事業費の3分の2の負担が必要であり、現下の財政事情（他に優先すべきインフラ整備があることなど）を考慮すれば自前による整備は困難なことから、「世界最高水準 IT インフラ環境の確保」を実現するための基盤整備に当たっては原則に立ち返り、民間事業者による整備手法を講ずること。
- ・ 公設民営方式による整備後の保守・管理費用や耐用年数経過後の更新費用に対する国の支援制度がない現状を踏まえ、今後、「世界最高水準 IT インフラ環境の確保」の実現を見据えた負担のあり方を検討すること。

衛星利用による暫定の難視聴対策によりテレビ放送を受信している世帯に対し、暫定対策の利用期限後においても、必要な支援を積極的に実施し、住民に多額の負担を求めないこと。また、経済的弱者への支援についても、必要な施策を継続して実施すること。

◆現状・課題

- ・ 電波の特性の違いによりアナログ放送は受信可能であるが、デジタル放送は受信困難となる「新たな難視地域」の一部を対象に、衛星利用による暫定的な難視聴対策が実施されている。この暫定対策は5年間（平成27年3月まで）の期間限定措置であり、期限までに恒久的な対策（共聴施設新設等）を実施しなければならない。ただし、恒久的な対策には住民の相当な負担を要する場合があります、大きな課題となっている。
- ・ 共聴施設の新設やケーブルテレビの移行など、地上デジタル放送対応後に新たに必要となる維持管理経費についても、住民の大きな負担となっている。
- ・ 関東地区においては、東京タワーから東京スカイツリーへの送信点の移転に伴い、これまで受信できなかった地区において受信感度が向上し、新たな難視世帯の相当数の改善効果がみられたが、一方、送信点の近隣地区や方角によって、新たな受信障害が生じている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 新たな難視地域においては、共聴施設新設等の恒久的な難視聴対策が完了したと認められるまでの間、支援事業を継続すること。特に衛星放送利用による暫定対策については、制度終了の可否について慎重に判断すること。
- ・ 共聴施設の新設やケーブルテレビの移行などにより、新たに維持管理費が生じるようになった住民に対しては、負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること。
- ・ 東京スカイツリーへの送信点の移転に伴い新たな受信障害等が発生した場合は、原因者に対する対策実施の働きかけを行うなど適切な対応を行うとともに、受信障害対策への助成制度や受信障害が解消されたために個別受信対応となった経済的弱者に対する支援を実施すること。
- ・ 国の政策課題であるデジタル化対応施策の実施体制として、国の責務において「デジサポ」及び「地デジコールセンター」の運営を継続すること。

3 携帯電話不感地帯の解消 【新規】

総務省

携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間事業者を主体とした既存の支援制度を拡充するとともに、新たな財政支援制度を創設すること。

また、トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消を図るため、民間電気通信事業者の負担軽減を図ること。

◆現状・課題

- ・ 居住地における携帯電話不感地帯は解消が進んできているが、地理的に条件不利な地域の世帯数が10戸に満たないような小さな集落や、非居住地にあっても多くの人が訪れる観光地などについては、エリア化がされていない現状がある。
- ・ 道路や鉄道については、高速道路、主要国道及び東海道新幹線等主要路線を除き、多くのトンネルにおいて携帯電話不感地帯となっているほか、地震等の大規模災害時の緊急輸送を円滑に行うために指定する緊急輸送道路においても、一部で携帯電話不感地帯が残されている。
- ・ 地理的に条件不利な地域において、市町村が携帯電話等の基地局施設を整備する場合には、国の無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）があるが、小集落等については民間電気通信事業者の採算性の問題からエリア化が進んでいない課題がある。携帯電話の不感地帯を放置することは、救助や救援に支障を来す恐れがあり、国民の安全を脅かすものであるため、早期に解消が図られる必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 条件不利地域における民間電気通信事業者による設備投資を促進するための支援制度の拡充を図るとともに、民間電気通信事業者を事業主体とする財政支援制度を創設すること。
- ・ 不採算地域への携帯電話基地局の整備や維持管理に係る費用へのユニバーサルサービス制度の適用を検討すること。
- ・ トンネルや緊急輸送道路における携帯電話不感地帯の解消のため、地域の実情に応じた優先度に配慮し、整備計画の策定などの対策を講じるとともに、携帯電話基地局の維持管理に係る費用への支援や民間電気通信業者が設備投資を行うに当たっての負担軽減を図ること。

便利な公共交通網の整備

要望先：国土交通省

県担当課：交通政策課

鉄道やバスなどの公共交通機関は、県民の日常生活を支える移動手段であり、地域の経済を支える重要な交通基盤である。このうち、鉄道については、首都圏の望ましい鉄道ネットワークの全体像が、運輸政策審議会答申により示されている。

そのため、国、地方公共団体、鉄道事業者等は、便利な公共交通網の構築に向けて、各々の役割分担により答申路線の整備を進める必要がある。

1 鉄道新線建設における支援制度の拡大

国土交通省

高速鉄道東京7号線の延伸をはじめとした運輸政策審議会答申路線の整備を推進するため、地下高速鉄道整備事業費補助の適用範囲の拡大や都市鉄道利便増進事業費補助の補助率引き上げなどを行うこと。

◆現状・課題

- ・ これまでの鉄道事業は、高い経済成長率と輸送需要の大きな伸びに支えられ主に民間鉄道事業者により進められてきた。しかし、低成長期に入った現在においては鉄道事業の採算性は低下しており、民間による積極的な投資は期待できなくなっている。
- ・ また、大規模災害発生時における影響を最小限に食い止め、首都機能を継続する観点からも、鉄道の役割は重要なものとなっている。
- ・ このため、政策的に必要な鉄道整備については、公的主体が適切に民間鉄道事業者を補完する必要がある。

○地下高速鉄道整備事業費補助

主として地下に建設される鉄道の整備を促進するため、その整備を行う地方公共団体等の事業者に対して、建設費の一部（補助対象事業費の35%、地方公共団体と同額）を補助。

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の1/3以内、地方公共団体と同額）を補助。

◆参考（埼玉県関係答申第18号路線）

○整備を推進すべき路線

- ・ 7号線延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）
- ・ 8号線延伸（豊洲～住吉・押上～亀有～野田市）

○整備について検討すべき路線

- ・ 12号線延伸（大泉学園町～武蔵野線方面）
- ・ 東西交通大宮ルート（大宮～さいたま新都心～埼玉スタジアム2002）

快適で魅力あふれるまちづくり

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：用地課・道路環境課・市街地整備課・
公園スタジアム課

本県は都市のにぎわいと田園のゆとりを併せ持つ魅力ある県である。今後想定される人口減少社会を見据えると、さらに魅力を高め、活力ある県土づくりを進めていく必要がある。

そこで、都市基盤の整備や景観に配慮したまちづくりや住民主体の住環境の整備への支援などを進めることにより、快適で魅力あふれるまちづくりを進めることが求められている。

また、市街地の防災性向上のため、公共空間の確保や建築物の不燃化といった市街地整備を行うための財源を確保する必要がある。

その他、公共事業の効果を早期に発揮させるため、用地取得にあたって代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を引き上げることも求められている。

快適で魅力あふれるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業の推進のために必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 地価の低迷や厳しい財政状況の下、事業財源の確保が困難になり、事業期間の長期化や、借入金の返済が難しくなっている。このため、事業効果を早期に発揮するため、国による財政支援の拡充が不可欠である。

○土地区画整理事業の施行状況（平成26年3月31日現在）

	地区数	面積
施行中地区	131 地区	6,080.3 ha
施行済地区	431 地区	18,230.1 ha
合計	562 地区	24,310.4 ha

事業施行中の地区数、面積とも全国1位

○特に重点的な整備が必要な事業

つくばエクスプレス沿線地域の土地区画整理事業

鉄道整備と一体的に進めており、平成17年8月の鉄道開業を受け、一層の駅周辺の整備促進が求められる。

都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進めるため、市街地再開発事業の推進に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、昭和40年代以降の急激な人口流入などにより、市街地環境の悪化、災害危険性の増大などの問題が発生している。
- ・ また、中心市街地の人口の空洞化、既存商店街の活力の低下などが大きな問題となっている。

○市街地再開発事業の施行状況（平成26年3月31日現在）

	地区数	面積
施行中地区	8 地区	14.5 ha
施行済地区	49 地区	65.6 ha
合計	57 地区	80.1 ha

◆提案・要望の具体的内容

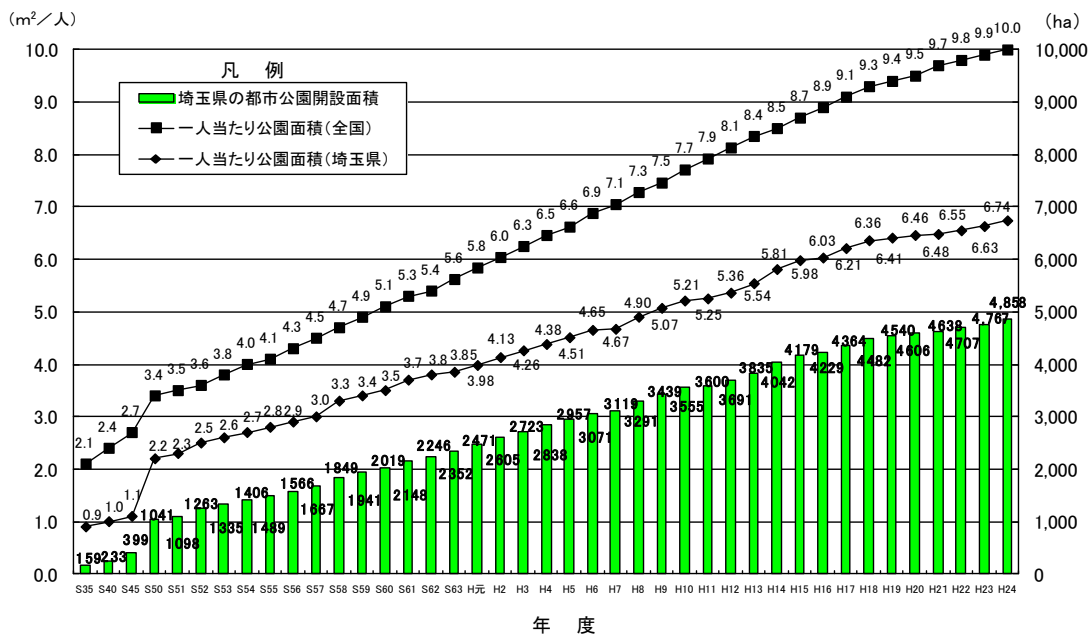
- ・ 都市の防災性を高め、ゆとりとにぎわいのある快適なまちづくりを進め、また被災時対策（帰宅困難者対策など）やエコ施策においても役割が期待される市街地再開発事業の推進のため、財政的支援を拡充するなど必要な財源を確保すること。

生活に潤いと安らぎを与えるとともにスポーツ・レクリエーションなどの憩い場となり、災害時には避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県の都市公園面積は、全国5位（平成24年度末）となっているものの、1人当たり公園面積は、全国平均を大きく下回る状況となっている。

○都市公園面積・1人当たり公園面積推移



地方分権の理念を踏まえ、地域の特性を踏まえた個性あるまちづくりを進めるため、市町村が行う都市基盤の整備に対する財政的支援の拡充など必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 市町村は地域の特性を踏まえた個性あふれるまちづくりを進めるため、平成16年度に創設された「まちづくり交付金」（市町村が作成する都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業）を積極的に活用することによって、道路、公園、駅自由通路、地域交流センターなどの幅広い都市基盤の整備を実施している。
- ・ 平成22年度から同交付金は「都市再生整備計画事業」として社会資本整備総合交付金の基幹事業に統合された。
- ・ 社会資本整備総合交付金において、基幹事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業及び効果促進事業の交付率は、原則、交付対象事業費の5割である。
- ・ しかし、基幹事業である「都市再生整備計画事業」の交付率は、従来のまちづくり交付金の算定方法と同様に、同事業費に対して概ね4割となるため、市町村の財政負担が多くなってしまっている状況にある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方分権の理念を踏まえた地域の個性あるまちづくりの推進を図るため、市町村が活用する「都市再生整備計画事業」の交付率を、現在の4割から5割へ拡充すること。

高齢者や障害者等誰もが安心して利用できる安全で快適な歩行空間を確保するとともに、良好な住環境整備のため、幅の広い歩道の整備、バリアフリー新法に基づく特定道路のバリアフリー化、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 高齢者をはじめとする交通弱者の安全な通行を確保するため、幅の広い歩道の整備を進める必要がある。

○歩道の整備状況（県管理道路） 平成25年4月1日現在

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,793.7 km	2,000.1 km	71.6%

※さいたま市管理分を除く。

○歩道整備率の推移（県管理道路）

H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1
69.3%	69.8%	70.4%	70.7%	71.3%	71.6%

※さいたま市管理分を除く。

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路） 平成25年4月1日現在

歩道幅員 (m)	0.75未満	0.75以上 ～2.0未満	2.0以上 ～3.5未満	3.5以上	合計
整備延長(km)	793.6	344.7	1,153.8	501.6	2,793.7
比率	(28.4%)	(12.3%)	(41.3%)	(18.0%)	(100%)

※さいたま市管理分を除く。

- ・ バリアフリー新法に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化が特に必要な道路として平成20年12月に国土交通大臣が指定した特定道路について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する必要がある。

○特定道路のバリアフリー化整備状況（県管理道路） 平成25年4月1日現在

特定道路の道路延長	整備延長	整備率
7.0 km	6.6 km	94.3%

※さいたま市管理分を除く。

- ・ 安全で快適な歩行空間の確保や地震等に対するライフラインの安全性や信頼性の向上を図るため、電線類の地中化を進める必要がある。

○電線類地中化の実施状況（県管理道路） 平成25年4月1日現在

埼玉県無電柱化推進計画の計画延長 (計画期間：H21～H25)	施行済延長	進捗率
39.7 km	9.9 km	24.9%

※さいたま市管理分を除く。

6 代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額の引き上げ

財務省・国土交通省

公共事業用地の取得を行う際の代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 公共事業用地の取得を行う際、土地所有者が補償金に代えて代替地を要望する例が非常に多い。
- ・ 公共事業の円滑な推進を図るためには、代替地の問題を解決することが必要となっているが、特別控除額が1,500万円では、代替地を提供することのメリットが小さいため、代替地提供の協力が得にくく、代替地取得のあい路となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 代替地の確保を容易にすることによって、公共事業用地提供者の生活再建を促進し、もって公共事業の円滑な推進を図るために、代替地提供者に対する特別控除額を引き上げること。

7 納税猶予を受けている農地の譲渡に伴う贈与税・相続税の免除

財務省・国土交通省

納税猶予の特例に係る農地を事業用地として譲渡した場合の贈与税・相続税を免除すること。

◆現状・課題

- ・ 納税猶予の特例に係る農地については、租税特別措置法に基づき、その贈与税及び相続税の納税が猶予されている。
- ・ しかし、この特例の農地を公共事業用地として譲渡する場合、代替の農地等を取得しないときは、猶予されていた贈与税又は相続税を納税しなければならない。
- ・ そのため、この特例の農地の所有者の理解を得ることが難しく、公共事業用地取得の妨げとなっている。
- ・ 公共事業用地の取得は、相手方が買取りの申し出を拒む場合は、相手方の意志にかかわらず、事業施行者が収用することになるものであり、農地所有者の都合により譲渡されるものではないことから、収用該当事業により譲渡する場合は、贈与税又は相続税を全額免除する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 納税猶予農地等の譲渡を行った場合の租税特別措置法上の贈与税又は相続税の全額免除を図ること。

支え合いで輝く 豊かな地域社会の形成

要望先：厚生労働省

県担当課：社会福祉課

都市化や核家族化の進展を背景として、誰にも気づかれることなく死に至り、相当期間を経過した後に発見される、いわゆる孤立死が全国で発生している。

特に最近では、単身世帯だけでなく、稼働年齢層の方が同居しながら、家族ごと孤立死するという異例な事態も生じている。

これらの解決には、居住者の異変を発見したライフライン事業者が通報する場合の個人情報の取扱いについての法解釈の明確化や、自治体と事業者団体等との連携・協力が求められている。

また、生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的としている。

厳しい経済雇用情勢が続く中、資金の借入申込者に対する貸付相談、生活再建に向けた相談支援、償還指導を行う相談体制の整備・維持が必要となっている。

ライフライン事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合において、自治体への通報をしやすくする環境づくりを行うこと。

また、要援護者を対象に、全ての自治体で取り入れられるような安価で有効かつシンプルな見守り・安否確認システムの開発に取り組むこと。

◆現状・課題

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ しかしながら、様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっている。
- ・ これらの住民であっても、電気・ガス・水道といったライフラインは日々の生活で必ず使用することから、ライフライン事業者の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ こうした取組を進める際に、個人情報保護法が障害となり、ライフライン事業者が積極的な協力を踏み出せないケースがある。
- ・ そこで、ライフライン事業者による自治体への通報は、個人情報保護法において本人の同意なしに第三者への提供が認められているケースに該当することをガイドライン上で明記する必要がある。
- ・ また、緊急時に速やかに対応できるよう、行政機関や民生委員、自治会が要援護者を訪問して行う見守りだけでなく、全ての自治体で取り入れられるような安価で有効かつシンプルなセンサー機器等による見守り・安否確認システムの普及を図る必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ライフライン事業者が、居住者の生命の危険が予見される場合に、個人情報保護法において本人の同意なしに通報できることをガイドライン上で明記するなど、事業者が自治体への通報をしやすくする環境づくりを行うこと。
- ・ 要援護者の緊急時に速やかに対応できるよう、全ての自治体で取り入れられるような安価で有効かつシンプルなセンサー機器等による見守り・安否確認システムの開発に取り組むこと。

生活福祉資金貸付制度について県及び市町村の社会福祉協議会に配置された相談員が資金の貸付や償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を平成27年度以降も国として全額確保すること。

◆現状・課題

- ・ 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的としている。
- ・ 本県においては、平成25年度末現在、累計で8千件を超える貸付けが行われている。
- ・ 厳しい経済雇用情勢の中で失業者等の増加に対応するため、平成21年10月、新たに総合支援資金が創設された。
- ・ 併せて、平成22年度に、都道府県及び市町村の社会福祉協議会に相談員を配置し借入相談や貸付後の生活立て直しのための相談支援、償還指導を行う体制整備が、全額緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として全国的に実施された。
- ・ 本県では、平成26年度は約2億6千万円の予算により、170人を超える相談員を配置している。
- ・ しかし、平成27年度以降のこれらの事業の実施に係る財源確保の見通しが立っていない状況である。
- ・ 生活福祉資金の中には貸付後の償還期間が20年のものもあり、貸付後も長期にわたり多くの借入者の自立や償還のための相談支援を続けていく必要がある。
- ・ 全国共通の生活福祉資金貸付制度の平成27年度以降の適正な実施を確保するため、相談体制の維持に必要な財源は国が全額を確保する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 生活福祉資金の貸付や相談支援を行う相談員を配置するための財源は、全額が緊急雇用創出事業臨時特例基金で措置されているが、平成27年度以降の財源は確保の見通しが立っていない。
平成27年度以降も相談員が資金の貸付けや相談支援を継続して行うため、国として必要な財源を全額確保すること。

多文化共生と国際交流・協力の推進

要望先：外務省

県担当課：国際課

本県は、県民の利便性を図るため、旅券の日曜交付や、市町村への申請・交付事務の権限移譲を行っている。その一方で事務経費の国と県との配分割合では、県の負担が大きく、経費に見合う財源措置が必要である。

1 旅券発給手数料の国と県の配分割合の見直し

外務省

旅券事務を遂行する上で、旅券発給手数料の国と県との配分割合を見直し、県に対して実態に則した十分な財源を措置すること。

◆現状・課題

- 旅券手数料額

申請の種類	国	県
新規・切替発給申請（10年間有効）	14,000円	2,000円
新規・切替発給申請（5年間有効：12歳以上）	9,000円	2,000円
新規・切替発給申請（5年間有効：12歳未満）	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券発給申請（変更前有効期間と同じ）	4,000円	2,000円
査証欄増補申請	2,000円	500円
限定旅券の新規発給申請	4,000円	2,000円
限定旅券の渡航先追加申請	1,300円	300円

- 今後、政令市を含む市町村への権限移譲が進展していくことから、その事務量に見合った交付金を支払う必要があり、その所要額を確保できるよう配分の見直しが必要。

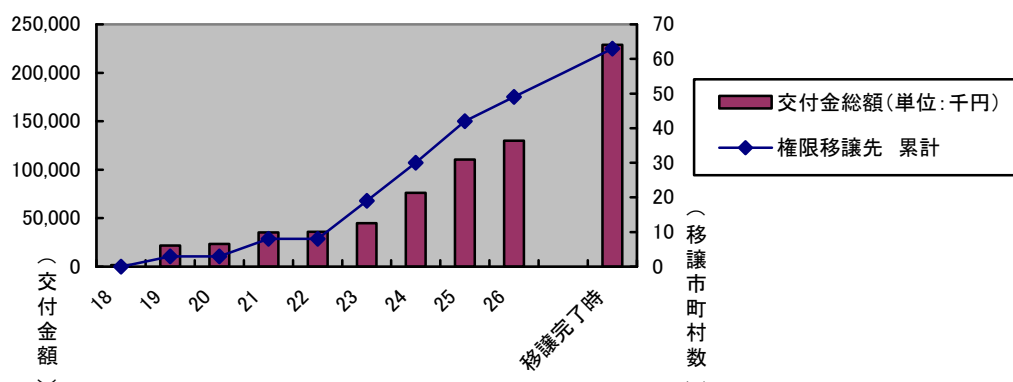
◆参考

- 県パスポートセンターのサービス拡充

- ・平成11年：日曜交付の開始／・平成17年：交付時間の延長（火・木 19:30まで）

- 県内における旅券事務の市町村への移譲状況

- ・平成25年度末権限移譲先 42市町村に権限移譲
- ・平成26年度 移譲予定：7市町 ⇒ 移譲率 78%（49市町村／63市町村）



人権の尊重

要望先：内閣官房・外務省

県担当課：社会福祉課

平成20年の日朝実務者協議で北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束したが、その後、何ら進展が見られない。

本県出身の拉致被害者田口八重子さんをはじめ、警察が拉致被害者と断定している者や拉致の可能性を排除できない特定失踪者など、多数の方々の存否がまだ確認されていない。

1 日本人拉致問題の早期解決

内閣官房・外務省

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて制裁を継続強化するなど北朝鮮に対して断固たる措置をとること。

また、関係諸国や国際機関等と緊密に連携・協調し、拉致被害者等に関する情報提供を求め、特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。

さらに、特定失踪者について徹底した調査を実施し、事実関係が確認され次第速やかに拉致被害者として認定すること。

◆現状・課題

- ・ 平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮が拉致を認めてから、10年が過ぎた。
- ・ その間、平成16年までに拉致被害者5人と家族8人が帰国して以降は新たな帰国者はなく、平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査も未だ実施されていない。
- ・ 本県関係の拉致被害者及び特定失踪者15名に関しても、いまだに明確な情報が得られていない。
- ・ 国連調査委員会が北朝鮮の拉致を断定した今こそ、関係諸国との協力により拉致問題を解決するチャンスである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 早期解決を求める我が国の基本姿勢を明確にするため、拉致問題が解決されるまで、現行の制裁措置を継続強化すること。
- ・ 北朝鮮に対して、拉致被害者の再調査を速やかに実施し、特定失踪者を含む全ての拉致被害者の安全を確保し直ちに帰国させるよう、強く求めること。
- ・ 関係諸国や国際機関等と緊密に連携・協調し、拉致被害者や拉致実行犯に関する情報提供を求め、特定失踪者を含む拉致被害者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
- ・ 特定失踪者を含む全ての拉致被害者を救出するため、特定失踪者について徹底した調査を実施し、事実関係が確認され次第速やかに拉致被害者として認定すること。